

令和3年  
冬号

サポートセンターだより

明石  
少年サポートセンター  
明石市相生町2丁目5-15  
明石市役所北庁舎1階  
tel 078-912-0055

## ～未成年の飲酒・喫煙防止～

冬は様々な行事が目白押しで、子供たちにとって大変楽しい時期となります。しかし一部の子供たちの間では“酒パ(酒パーティ)”などと称して飲酒・喫煙をしたり、更にはその様子をスマートフォンで撮影し、動画や画像をSNSに乗せるなどの悪ふざけをしたりする者もあり、後々大きな問題となることがあります。未成年の飲酒・喫煙は身体に悪影響を与え、特に急性アルコール中毒など命に関わる危険性もあります。

子供たちを守るため、大人が飲酒や喫煙をさせない環境づくりをしていくことも大切です。

### 未成年者飲酒禁止法

未成年者への酒類提供等

- ・ 営業者：50万円以下の罰金
- ・ 親権者等：科料

### 未成年者喫煙禁止法

未成年者への煙草提供等

- ・ 営業者：50万円以下の罰金
- ・ 親権者等：科料

※成長期である未成年者の飲酒や喫煙は、身体に悪影響を及ぼすおそれがあると同時に、依存症にもなりやすいと言われています。20歳になるまで絶対に飲酒や喫煙をさせてはいけません！

## 『大麻』は違法薬物です！

ここ数年大麻による検挙者が急増し、その中でも少年が検挙される事案は増加傾向にあります。

インターネット上では「大麻には害がない」といった間違った情報が広まっていますが、大麻に含まれるTHC（テトラヒドロカンナビノール）は、脳神経のネットワークを切断し、やる気の低下、幻覚作用、記憶への影響を引き起こす極めて有害な薬物成分です。

大麻の所持は厳しく処罰されます。将来を台無しにしないためにも絶対に関わってはいけません！！



大麻草

### SNSも要注意！！



乾燥大麻

SNS上で密売人の投稿に「いいね」をしたり、ドラッグ関連の検索をしたユーザーには、密売人からの誘いがあったり、ドラッグ関連の宣伝投稿が大量に寄せられることがあります。

## NOと言える勇気を持とう！！

